

第 5 次
柳 津 町 振 興 計 画
【基 本 計 画】

平成28年度 ~ 平成32年度

“みんなが主役！ 笑顔広がる絆のまち”



福島県柳津町

町長あいさつ



本町は、平成23年3月に“みんなが主役！ 笑顔広がる絆のまち”を町の将来像とし、平成23年度から平成32年度までの10年間のまちづくりの指針となる第5次柳津町振興計画を策定し、町民の皆さまとの協働によるまちづくりを進めてまいりました。

この計画を策定して以降、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害、さらには、平成23年7月27日から30日にかけての記録的な集中豪雨による新潟福島豪雨災害に見舞われましたが、震災で失われた尊い命を悼み、また、水害による被害と、その教訓を忘れることなく心に刻んで、風評被害対策、復興対策等に取り組んでまいりました。

また、以前から続く人口減少と少子高齢化は深刻さを増し、町税等の収入の減少や社会保障費の増加につながるなど、本町の大きな課題となっています。こうした課題の解決に向け、道路や公営住宅等の整備はもとより、保育、教育、福祉を充実させ、安心して子どもを産み育て、そして安心して生活できるまちづくりを進めていかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、前期基本計画が平成27年度をもって終了することから、前期基本計画の振り返り評価をするとともに、町民意識や社会情勢の変化を考慮して見直しを行い、この度、平成28年度から平成32年度までの5年間の後期基本計画を策定いたしました。

本計画は、震災からの復興はもちろんのこと、魅力あふれるまちづくりに向けた町政全般にわたる施策や災害から得た教訓を盛り込み、町民の皆さまが安全で安心して暮らせるように、総合的なまちづくりを目指してまいります。

基本構想で掲げる施策の取り組み方針に基づき、目的の実現に向け、一つひとつの施策に全力を注いでまいりますので、今後とも皆さまの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました町民の皆さま、慎重審議をいただきました振興計画審議会委員の皆さま、御協力いただきました多くの皆さまに深く感謝申し上げます。

平成28年3月

柳津町長 井関 庄一

目次

□基本計画

・第5次柳津町振興計画の概要	1
・基本計画(後期)の概要	2
・政策体系表	3
1 誰もが安全で安心して生活できるまちづくり	4
(1)子育て支援の充実	5
(2)健康づくりの推進	8
(3)高齢者・障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進	10
(4)医療体制の充実	13
(5)交通安全の推進	15
(6)防犯対策の推進	17
(7)火災・災害対策の推進	19
(8)安全安心な水の供給	22
2 未来に希望の持てる活力あるまちづくり	24
(1)農林業の振興	25
(2)観光の振興	28
(3)商工業の振興	30
(4)雇用対策の推進	32
3 豊かな自然と共生する美しいまちづくり	34
(1)循環型社会の構築と廃棄物の適正処理の推進	35
(2)自然環境の保全	37
(3)下水道利用の促進	39
(4)美しい景観のまちづくりの推進	41
4 連携と交流によるにぎわいのあるまちづくり	43
(1)道路ネットワークの充実	44
(2)公共交通ネットワークの充実	46
(3)情報通信ネットワークの充実・活用	48
(4)交流・移住・定住の促進	50

5 一人ひとりの個性が輝くまちづくり	52
(1)学校教育の充実	53
(2)青少年の健全育成	56
(3)生涯学習の推進	58
(4)生涯スポーツとレクリエーションの推進	60
(5)地域の伝統文化、文化財の保存・継承と芸術文化の振興	62
6 町民との協働でつくる個性のあるまちづくり	65
(1)地域コミュニティの維持	66
(2)財政健全化の推進	68
(3)効果的・効率的な行政運営の確立	71
□資料編	73
(1)計画策定経過	74
(2)諮問書	75
(3)答申書	76
(4)振興計画審議会条例	77
(5)振興計画審議会委員名簿	78

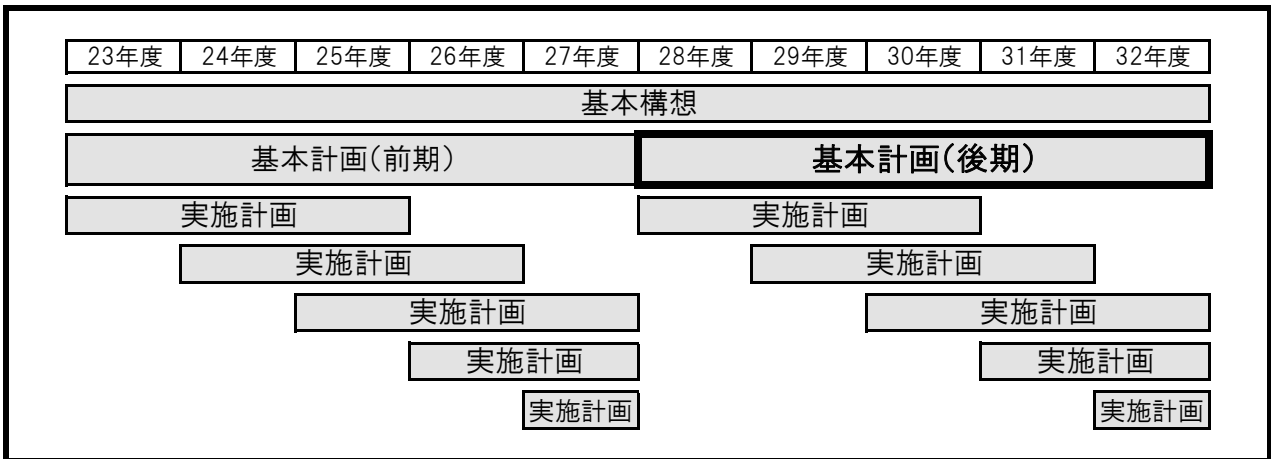
第5次柳津町振興計画の概要

1. 柳津町振興計画の構成・計画期間

柳津町振興計画は、本町のまちづくりの基本方針を明らかにし、その基本方針に基づくまちづくりを行うため平成23年3月に策定しました。

この計画は、平成23年度を計画初年度とし、平成32年度を最終目標年度とする10年間の本町のまちづくりを推進する計画で、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されています。その計画期間は次のとおりです。

振興計画の構成・計画期間



2. まちづくりの基本方針

計画期間における本町のまちづくりの基本方針は、振興計画基本構想で、本町の将来像とそれを実現するための6つの基本政策を定めています。

○将来像 “みんなが主役！ 笑顔広がる絆のまち”

「みんなが主役！のまち」とは、人口の減少や少子高齢化の中にあって、町民一人ひとりのまちづくりへの参画が大変重要なものとなってきます。一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、その個性や長所を存分に発揮し、まちづくりの推進役として担っていただけるよう推進するものです。

なお、基本計画中の施策ごとに地域住民、関係団体及び行政等の役割分担を定め、それぞれがまちづくりに参画することとしています。

「笑顔広がる絆のまち」とは、日頃から町民一人ひとりが生きがいを感じ、笑顔の広がる家庭や地域社会を築き、本町は古くから信仰といで湯の里として多くの方が行き交う場所でもあることから、町民はじめ来訪者も含めて、互いに思いやり、心の通い合う絆のまちづくりを推進していきます。

このような絆の形成がまちづくりの大きな原動力になるものと考えます。

○基本政策

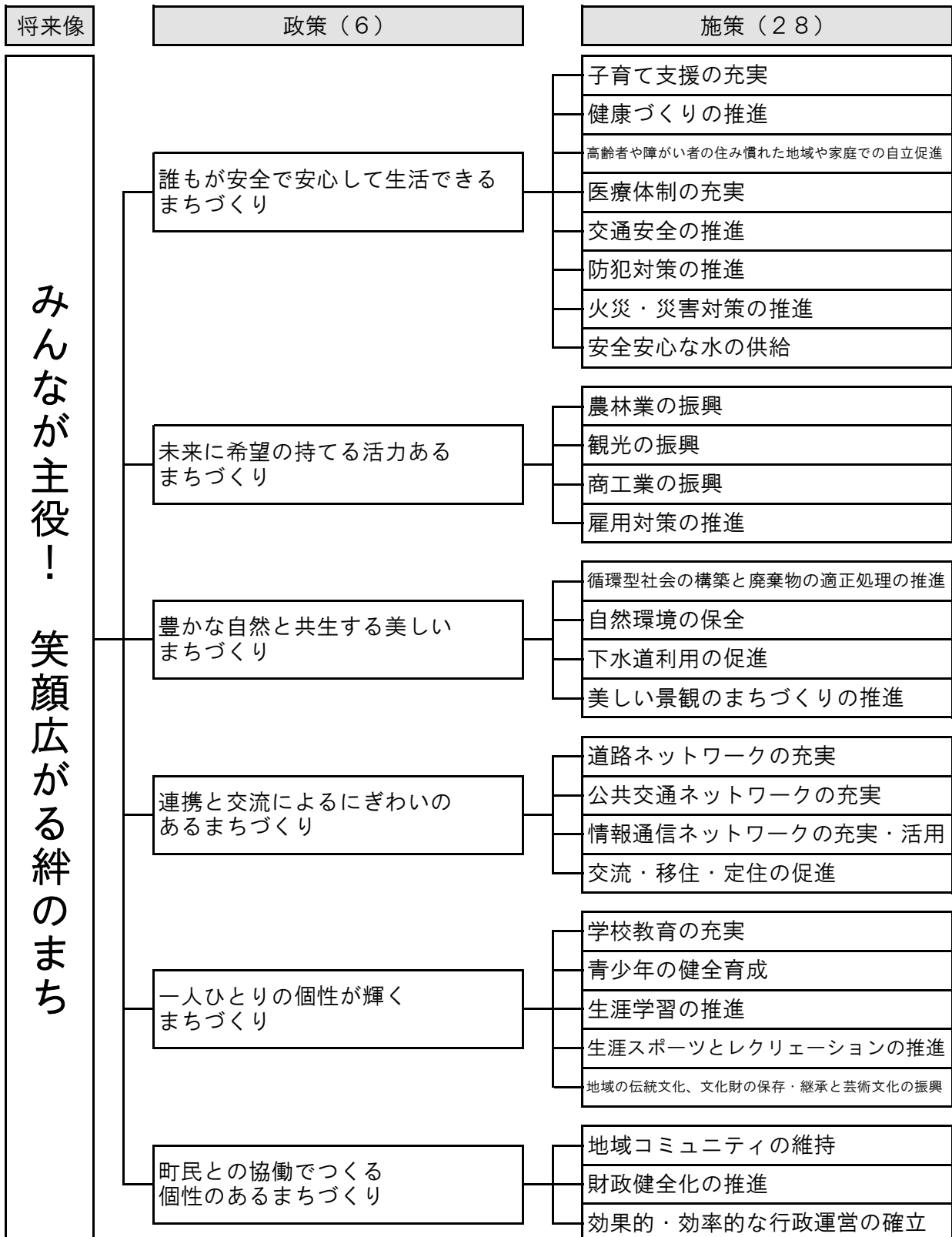
- ①誰もが安全で安心して生活できるまちづくり
- ②未来に希望の持てる活力あるまちづくり
- ③豊かな自然と共生するうつくしいまちづくり
- ④連携と交流によるにぎわいのあるまちづくり
- ⑤一人ひとりの個性が輝くまちづくり
- ⑥町民との協働でつくる個性のあるまちづくり

基本計画(後期)の概要

1. 計画策定の目的

基本計画は、基本構想で示した本町のまちづくりの基本方針を実現するため、まちづくりの課題を目的別に整理して体系化した政策体系を構築し、政策体系の28施策ごとに、平成23年度から平成27年度までの前期計画を振り返り評価し、社会情勢や経済情勢等を勘案し、平成28年度から平成32年度までの5年間で行う取り組み方針や役割分担、目標値などを明らかにして、本町のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

・基本計画政策体系



振興計画政策体系表

将来像	政策	施策	基本事業			
1 誰もが安全で安心して生活できるまちづくり	①子育て支援の充実 ②健康づくりの推進 ③高齢者や障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進 ④医療体制の充実 ⑤交通安全の推進 ⑥防犯対策の推進 ⑦火災・災害対策の推進 ⑧安全安心な水の供給	(1) 子育て支援の充実 (2) 健康づくりの推進 (3) 高齢者や障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進 (4) 医療体制の充実 (5) 交通安全の推進 (6) 防犯対策の推進 (7) 火災・災害対策の推進 (8) 安全安心な水の供給	③子育ての仲間づくりの促進 ④食育の推進 ⑤保育サービス・保育施設の充実			
			②経済的な支援・充実 ②健康的な食生活の促進 ②自立のための支援 ②救急搬送の充実 ②交通安全施設の整備 ②防犯設備の設置促進 ②町消防団の強化 ②安全な水の供給	③子育ての仲間づくりの促進 ③個々の体力に応じた堅運動の促進 ③地域での見守り推進 ④災害予防活動の推進 ④健全な会計の運営 ④荒地荒廃の防止 ④観光団体の組織体制の強化 ④魅力ある商店街の形成 ④新規産業創出の推進		
			①効果的なPR活動の推進 ①新規参入業者への支援 ①就労のための支援 ①こみ発生抑制の推進	③観光団体の組織体制の強化 ③魅力ある商品の開発と販売の推進 ③広域連携による雇用の推進 ③不法投棄防止活動の推進		
			①人・自然の調和共生 ①加入の促進 ①農畜意識の高揚	③省エネと環境にやさしいエネルギーの利用促進 ③下水道に関する普及・啓蒙 ③町並み景観の整備 ③安全な通行の確保 ③公共交通機関との連携・強化 ③モバイル通信ネットワークの充実		
			①安心して通行できる道づくりの推進 ①利便性の確保・向上 ①光通信ネットワークへの加入促進 ①快適な住環境の推進	②観光向上のための環境実地 ②収益向上のための環境づくり ②能力開発の支援 ②分別収集の推進 ②公害発生防止 ②施設の適正な維持管理 ②美化活動の推進 ②安全施設の整備 ②運行車両の充実 ②ITを活用した情報の共有 ②交流事業の推進		
			①道路ネットワークの充実 ②公共交通ネットワークの充実・活用 ③情報通信ネットワークの充実・活用 ④交流・移住・定住の促進	②豊かな心の育成 ②家庭教育の充実 ②多様なニーズに応える学習機会の充実 ②地域スポーツの推進 ②地域の伝統文化の継承 ②広報・広聴の充実 ②健全な財政運営の推進 ②行政評価システムの推進		
			①学校教育の充実 ②青少年の健全育成 ③生涯学習の推進 ④生涯スポーツとレクリエーションの推進 ⑤地域の伝統文化、文化財の保存・継承と芸術文化の振興	③移住事業の推進 ③健康やかな身体の育成 ③生涯学習と学校教育の連携 ③社会教育施設・設備の整備・充実 ③スポーツ施設・設備の整備・充実 ③文化財の保護・保存と活用 ③世代間交流の促進 ③将来負担の軽減 ③人材育成プログラムの推進		
			①ひとりよがり個性が輝くまちづくり	②豊かな心の育成 ②家庭教育の充実 ②多様なニーズに応える学習機会の充実 ②地域スポーツの推進 ②地域の伝統文化の継承 ②広報・広聴の充実 ②健全な財政運営の推進 ②行政評価システムの推進	④特別支援教育の充実 ④子どもの居場所づくりと環境整備 ④やまない町立斎藤清美術館の充実 ④文化財の保護・保存と活用 ④伝統行事の継承 ④公営企業健全化の推進 ④組織体制の見直し	
			2 未来に希望の持てる活力あるまちづくり	①農林業の振興 ②観光の振興 ③商工業の振興 ④雇用対策の推進	(1) 農林業の振興 (2) 観光の振興 (3) 商工業の振興 (4) 雇用対策の推進	⑤教育環境・条件の整備・充実 ⑥情報教育 国際理解教育の充実
						⑤有害鳥獣被害の防止
3 豊かな自然と共生する美しいまちづくり	①循環型社会の構築と廃棄物の適正処理の推進 ②自然環境の保全 ③下水道利用の促進 ④美しい景観のまちづくりの推進	(1) 循環型社会の構築と廃棄物の適正処理の推進 (2) 自然環境の保全 (3) 下水道利用の促進 (4) 美しい景観のまちづくりの推進	⑦教育環境・条件の整備・充実			
			⑦教育環境・条件の整備・充実			
4 連携と交流によるにぎわいのあるまちづくり	①道路ネットワークの充実 ②公共交通ネットワークの充実 ③情報通信ネットワークの充実・活用 ④交流・移住・定住の促進	(1) 道路ネットワークの充実 (2) 公共交通ネットワークの充実 (3) 情報通信ネットワークの充実・活用 (4) 交流・移住・定住の促進	⑦教育環境・条件の整備・充実			
			⑦教育環境・条件の整備・充実			
5 一人ひとりの個性が輝くまちづくり	①学校教育の充実 ②青少年の健全育成 ③生涯学習の推進 ④生涯スポーツとレクリエーションの推進 ⑤地域の伝統文化、文化財の保存・継承と芸術文化の振興	(1) 学校教育の充実 (2) 青少年の健全育成 (3) 生涯学習の推進 (4) 生涯スポーツとレクリエーションの推進 (5) 地域の伝統文化、文化財の保存・継承と芸術文化の振興	⑦教育環境・条件の整備・充実			
			⑦教育環境・条件の整備・充実			
6 町民との協働でつくる個性のあるまちづくり	①地域コミュニティの維持 ②財政健全化の推進 ③効果的・効率的な行政運営の確立	(1) 地域コミュニティの維持 (2) 財政健全化の推進 (3) 効果的・効率的な行政運営の確立	⑦教育環境・条件の整備・充実			
			⑦教育環境・条件の整備・充実			

みんなが主役！笑顔広がる絆のまち

1 誰もが安全で安心して生活できる まちづくり

(1) 子育て支援の充実

□施策の目的

対 象	子育てしている世帯
意 図	安心して産み、楽しく育てられるようにする

□現状と課題

平成24年8月に成立し、平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援法」をもとに、次代を担う子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備するため、「柳津町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定しました。

保育サービスでは、延長保育、乳児保育、障がい児保育を実施するとともに、第3子以降の児童の保育料の無料化、保育料の減額措置による保護者の負担軽減への取り組みや、未就園児への園庭や施設の開放などを実施し、さらに、子育て支援対策として乳児を対象に絵本を無料配布するブックスタート事業を行うなど、独自のサービスにより子育て支援施策を推進してきたところです。

本町に2ヶ所ある保育所は、少子化による影響から入所児童数は定員を大幅に下回っています。しかしながら、0歳児～2歳児保育については、需要が高まっており、入所児童の年齢別の見込みを検証しつつ、定員の見直しも必要となっています。また、保育サービス・保育施設等についても利用の状況に応じて、保護者や地区住民の意向を踏まえ、整備・検討しなければなりません。

また、子どもの食をめぐっては、近年、栄養摂取の偏り、朝食の欠食、肥満児の増加が問題となっており、家庭と連携した「食をはぐくむ力」の基礎を培うことが課題となっています。

さらに、「柳津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関連部門・関係機関が一体となって、子育てをする親が子育てに対して喜びや楽しみを実感できるよう、子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○住民 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者として責任を持ち、家族全員で子育てに取り組めます。 ○地域 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どもとして見守り、育てていきます。 ○行政 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て・保育サービスを提供します。 ・子育て相談に対応します。 ・子育ての経済的な支援を行います。 |
|--|

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
合計特殊出生率 ※1	1.57	1.55 以上
年間の出生数(人)	22	30 以上
柳津町は安心して産み、子育てできる環境 だと思ふ保護者の割合(%) ※2	68	73 以上

※1 合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの平均数です。(15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)

※2 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 子育て支援の充実 (基本事業) ①地域の子育て支援 ②経済的な支援・充実 ③子育ての仲間づくりの促進 ④食育の推進 ⑤保育サービス・保育施設の充実

□基本事業の取り組み方針

①地域の子育て支援

家庭や地域、学校、保育所などの子育てに関係する機関が一体となり、地域の子どもとして見守り、育てるために、積極的に子育て施策を推進します。また、子育てボランティアの育成や障がい児に対する支援・理解を促進します。

②経済的な支援・充実

頑張れ子育て応援金の支給や保育料・学校給食費の軽減、子どもの医療費助成、妊婦健診の助成等の支援を引き続き実施し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

③子育ての仲間づくりの促進

子育てに関する相談や情報交換の場を提供し、子ども同士、親同士の仲間づくりを促進します。

④食育の推進

子どもの発育や発達段階に合わせた正しい栄養摂取や食行動の知識の習得を進めるとともに、食を通じての親子や家族の関わりを深め、子どもの食べる力を豊かにはぐくむための支援を行います。

⑤保育サービス・保育施設の充実

仕事をしながら子育てをする家庭を支援するため、保育所における施設・サービスの充実を図ります。

(2) 健康づくりの推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	個々が健康管理し、より健康な毎日を過ごす

□現状と課題

健康づくりには、「運動」「食事」「心の健康」が基本ですが、生活が便利になったことで歩くことが少なくなるとともに、食の多様化は食の乱れにつながっています。また、職場・地域・家族間のコミュニケーションを図っていくためには、一人ひとりが心身ともに健康であることが重要であり、地域・組織・行政等が連携し健康づくりを推進していくことが大切です。

本町では、健康増進法、国の「健康日本21」及び県の「健康ふくしま21」の計画に基づき、各種、保健事業を推進しています。

これまで、特定健診の受診者(40歳以上)で指導が必要な方には、保健師の訪問、健康相談、講演会、健診、運動教室の実施などの特定保健指導を行ってきました。

今後は、これに加えて、平成26年度に作成したデータヘルス計画(※1)により、徹底した個別指導を行っていく事で予防の効果が期待できます。

また、生活習慣病の早期発見・予防には、健康診査やがん検診を受診し、結果に基づく生活習慣の見直しや改善、医療機関受診などの措置が必要ですが、検診の受診率や生活習慣改善の行動実践は十分ではありません。子どもの頃からの生活習慣の確立も含め、町民一人ひとりの意識の高揚のための取り組みが必要です。

心の健康づくりでは、生きがいという観点から生涯スポーツ等を続けていくことが大切ですが、実践する人、しない人がはっきりしているので、参加を促すための仕組みづくりが課題となっています。

※1 保険者(健康保険組合等)が保有するレセプト(診療報酬明細書)や、事業主から提供された健康診断データなどの情報を活用し、加入者の健康づくりや疾病予防、重症化予防を行う事業。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民
・健康の自己管理をできるようにします。
○行政
・町民一人ひとりが健康の自己管理をできるように進めていきます。
・生活習慣病予防及び疾病の重症化予防対策を推進します。
・保健協力委員の協力を得ながら検診体制の充実を図ります。
・健康づくりにつながる普及啓蒙に取り組んでいきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
特定健診受診率(%) ※1	63.1	70.0 以上
町民一人あたり医療費(国保・千円)	341	310 以下
心身共に健康だと思う町民の割合(%) ※2	71	76 以上
日頃から健康づくりに取り組んでいる町民の 割合(%) ※3	74	80 以上

※1 特定健診(特定健康診査)とは、平成20年度から実施が義務付けられた内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。40歳から74歳までの方が対象です。

※2・3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 健康づくりの推進
(基本事業) ①積極的な受診の促進
②健康的な食生活の促進
③個々の体力に応じた軽運動の促進

□基本事業の取り組み方針

①積極的な受診の促進

特定健診やがん検診等、各種検診の受診機会を確保するとともに受診の勧奨を行い受診率の向上を図ります。また、その検診の結果に基づき、生活習慣病の予防事業を併せて行い早期発見・重症化予防の早期対策の強化に努めます。

②健康的な食生活の促進

健康的な食生活について、意識啓発や情報提供などに努めます。

③個々の体力に応じた軽運動の促進

個々の体力に応じた軽運動の機会の提供を図り、無理のない運動の継続による健康の維持を促進していきます。

(3) 高齢者や障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進

□施策の目的

対 象	①高齢者(65歳以上) ②障がい者
意 図	①地域で生きがいをもって、安心して生活できる ②日常生活を支障なく、安心して生活できる

□現状と課題

わが国の高齢化率は、平成27年9月現在で26.7%、第2次ベビーブームといわれる時期に生まれた世代が高齢者となる2040年には、36.1%になると見込まれています。

本町の高齢化の進行も著しく、高齢化率は40.39%(平成27年10月1日現在)となっています。こうした中、高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯が増え、在宅での介護は難しくなることで施設介護サービスの需要が多くなっており、入所待機者の解消を図るべく、既存の特別養護老人ホームの増床整備、認知症対応型グループホームの整備を実施しました。また、「第7次柳津町高齢者保健福祉計画・第6次柳津町介護保険事業計画」を策定したところであり、一層の介護予防に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って可能な限り健康で自立して生活できるよう、各種施策の充実を図る必要があります。

一方、障がい者福祉については、現在、相談支援・計画支援事業を事業所に委託し、障がい者が住み慣れた地域で安心して住むことができるよう、障がい者サービスの利用支援・利用促進を実施しています。今後の課題として、障がい者及び介護者が高齢化傾向にあることから、ホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅サービスを中心とした地域ケアの充実が必要となっています。さらに、「柳津町障がい者計画及び柳津町障がい福祉計画(平成27～29年度)」に基づき、障がい者の自立と社会参加に向けた各種施策を展開し、充実していく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・介護予防事業や健康づくり事業などに積極的に参加します。
- ・公民館活動に参加するなど自ら生きがいづくりに取り組みます。
- ・障がい者に対する理解を深め、思いやりの心で接します。

○地域

- ・地域コミュニティを促進し、高齢者や障がい者との交流を図り、地域で見守っていきます。
- ・障がい者に対する理解を深め、思いやりの心で接します。

○行政

- ・高齢者の生きがい活動への支援を行います。
- ・介護予防事業の充実を図ります。
- ・法に基づく、各種障がいサービスの提供や支援・相談を行います。
- ・支援を要する高齢者やその家庭に対して支援を行います。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
要介護者認定率(%) ※1	18.0	18.9 以下
障がい者就労系サービス利用者数(人)	7	10 以上
地域において何か活動に取り組んでいる高齢者の割合(%) ※2	43	50 以上
日頃から生きがいを感じ生活している高齢者の割合(%) ※3	91	91 以上

※1 要介護者とは、認知症や身体的な理由により介護が必要となり、要介護認定を受けている方です。

※2・3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

- | | |
|----------------|--|
| (施策)
(基本事業) | 高齢者や障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進
①生活環境の整備
②自立のための支援
③地域での見守り推進
④家族への支援
⑤生きがいづくりの推進 |
|----------------|--|

□基本事業の取り組み方針

①生活環境の整備

地域包括支援センターとの連携により、高齢者の相談窓口の充実や介護予防事業の拡充を図ります。また、高齢者にやさしい住まいづくり事業や障がい者に対する住宅改修支援等の活用により住環境整備を支援します。

②自立のための支援

高齢者の自立を促進するために、シルバー人材センターへの登録を推進します。また、障がい者が地域で自立して生活していけるよう、就労系サービスの利用を支援します。

③地域での見守り推進

高齢者や障がい者に対する正しい理解や支援が必要であることから、当事者、家族、関係者、地域住民等への研修や啓発、ボランティアの育成を図るとともに、虐待の早期発見や安否確認のため、民生委員・地域包括支援センター等と連携するなど、地域で共に暮らせる環境づくりを推進します。

④家族への支援

家族等の経済的、精神的、肉体的負担を軽減していくため、必要な支援サービスの質と量の確保に努めるとともに、情報提供体制の充実を図ります。

⑤生きがいつくりの推進

高齢者や障がい者の能力や趣味等のニーズを把握し、公民館や関係団体等と連携し生きがいつくりを推進します。

(4) 医療体制の充実

□施策の目的

対 象	町民
意 図	いつでも必要で適切な医療が受けられる

□現状と課題

県内医療の現状は、東日本大震災以前から深刻な状況にあり、平成22年の県内の医療施設従事医師数は、3,075人であり、人口10万人あたり182.6人で、全国平均は219.0人と、全国平均より36.4人少なくなっています。

専門の医療機関不足、隣接する町の病院での産科の閉鎖など、地域医療体制の衰退が懸念される状況ではありますが、高齢化の進展により、地域医療体制の充実が求められています。

現在、本町では地域住民への医療の確保を目的として、国民健康保険診療所を本庁地区・支所地区で開設しています。安定した医療体制を図るため県立病院からへき地医療支援を受け、医療機器の更新等を行いながら、移動が少なく、安心して受診できる住民に身近な医療機関として充実を図っているところでありますが、老朽化している柳津町国保診療所西山出張所の改修や医師・看護師の確保が課題となります。

また、町内には診療所以外には民間の歯科医院1施設のみであり、今後民間医療機関の開業を期待するところです。

一方、現行の広域圏組合との取り組みに加え、ドクターヘリ等による迅速な搬送のためのヘリポートの確保等、将来的な患者輸送体制の整備について検討していく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- 住民
 - ・救急・応急手当の対処法等について理解を深めます。
- 地域
 - ・近隣住民で見守り確認をします。
- 行政
 - ・診療所の医療体制の充実を図ります。
 - ・国・県に対して、救急搬送体制、医師の確保、へき地医療体制の充実について、引き続き要望していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
町内の医療施設数(施設)	3	3 以上
地域の医療体制が整備されていると思う町民の割合(%) ※1	63	67 以上

※1 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 医療体制の充実 (基本事業) ①医療機関の存続と連携 ②救急搬送の充実
--

□基本事業の取り組み方針

①医療機関の存続と連携

住民に身近な国保診療所の存続と充実を図るとともに、地域内の医療機関との連携を図り、医療体制の維持に努めます。

②救急搬送の充実

救急病院までの搬送に時間を要する地区の対応として、迅速かつ安全に搬送できる体制の充実に努めます。

(5) 交通安全の推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	交通事故に遭わない・起こさない

□現状と課題

本町には、町の中心部からわずか数分のところに磐越自動車道のインターチェンジがあり、町内を国道49号線・252号線が横断しています。さらに、観光地として多くの自動車が往来しています。

交通事故発生件数は、近年70～80件ほどで推移しており、冬期における積雪や道路の凍結状況などに大きく左右される面がありますが、前方不注意による追突や交差点での衝突など、運転手の安全確認不足、不注意や安全運転意識の低下による事故も多く見受けられます。特に、高齢者が関係する事故や、通勤時間帯、夕暮れ時の事故発生件数が多くなっています。

こうしたことから、運転者・歩行者等が交通ルールやマナーを遵守、徹底することが課題であり、また、道路施設等の老朽化に伴う整備も必要となっています。

また、高齢者や児童・生徒に対する交通安全教育も、引き続き推進し、家庭内から交通安全に対する意識を高めていく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- 住民及び事業所
 - ・日頃から交通事故防止について話し合い、交通ルールを順守します。
 - ・路上駐車等により、冬期間の除雪作業や安全な通行に支障とならないようにします。
- 団体
 - ・町交通安全対策協議会の交通安全協会や交通安全母の会を中心に、行政(町・警察)と連携し、交通安全活動に取り組みます。
- 行政
 - ・交通安全教室や街頭指導などを継続して実施します。
 - ・交通事故防止に役立つデータ(事故発生状況、防止策等)を住民等に周知します。
 - ・チャイルドシートの正しい取付け、着用方法について指導していきます。
 - ・道路施設の整備を実施します。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
交通事故発生件数(件) ※1	72	60 以下
交通事故死傷者数(人) ※2	10	7 以下
自動車の運転や歩行中などに交通事故の不安を感じている町民の割合(%) ※3	66	60 以下

※1・2 会津坂下警察署データ(年単位集計)

※3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 交通安全の推進 (基本事業) ①交通安全教育の推進 ②交通安全施設の整備

□基本事業の取り組み方針

①交通安全教育の推進

高齢者や子どもに対する交通安全教室など、未然に事故を防止するための安全教育を行います。

また、交通安全協会や交通安全母の会などと連携・協力し、年齢各層への交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、中心市街地では路上駐車によって通行に危険な状況にあり、また冬期間は除雪の妨げとなることから、住民の意識高揚を図ります。

②交通安全施設の整備

カーブミラー等の交通安全施設の整備を図り、安全に通行できるように努めます。

(6) 防犯対策の推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	犯罪被害に遭わない

□現状と課題

本町の犯罪件数は、減少傾向にありますが、県内では「なりすまし詐欺」による被害が多発しており、会津坂下署管内においても被害が増加しています。手口も多様化しており高齢者のみならず若者が被害に遭うケースも発生しています。

さらに、児童生徒への声掛け事案が発生しており、地域の子供の見守りが重要となっています。本町では、これまでの子ども見守隊を防犯ボランティアとして組織化し、活動方針や活動内容を明確化しました。

今後は、犯罪の発生を抑止するために、町民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域での自主的な防犯活動を継続して促進していく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・防犯対策を行います。
- ・悪質ななりすまし詐欺や空き巣被害情報を速やかに行政へ伝達します。

○地域

- ・防犯対策を行います。(防犯灯の設置など)
- ・行政と一体となった防犯活動に取り組みます。(指導巡回、防犯ボランティア活動など)

○団体

- ・行政(町・警察)と連携し、犯罪の予防・警戒活動に取り組みます。
- ・防犯ボランティアを中心に、安全な教育環境の実現に向け児童生徒の見守り活動に取り組みます。

○行政

- ・住民等に対して防犯の意識高揚を図ります。
- ・青少年に対して道徳心・社会秩序の順守について教育していきます。
- ・防犯灯設置に対して支援します。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
犯罪件数(件) ※1	6	5 以下
(犯罪被害の可能性がある) 消費者相談件数(件) ※2	1	0
戸締りをしっかりするなど、日頃から防犯対策をしている町民の割合(%) ※3	76	85 以上
犯罪被害に遭うかもしれない不安を感じている町民の割合(%) ※4	42	40 以下

※1 会津坂下警察署データ(年単位集計)

※2 町担当課データ

※3・4 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 防犯対策の推進 (基本事業) ①防犯意識の向上 ②防犯設備の設置促進

□基本事業の取り組み方針

①防犯意識の向上

地域・学校・警察等と連携して、防犯教育を実施するとともに、「なりすまし詐欺」等の発生情報の周知など、町民一人ひとりの意識向上に努めます。

②防犯設備の設置促進

地域全体で防犯を推進するため、防犯灯の設置を促進していきます。また、犯罪被害の未然防止・予防のため防犯カメラの導入をします。

さらに、各家庭において、出入口の施錠を徹底するとともに防犯設備を設置するよう啓発に努めます。

(7) 火災・災害対策の推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	火災や災害から生命・財産を守る

□現状と課題

火災や災害発生時に、消火・救助等、住民の生命・身体・財産を守るのは消防団員が中心となりますが、平成27年度は、条例定数270人に対し、実員数246人と人員確保が困難な状況にあります。

これは近年の少子高齢化の加速や就業構造、勤務形態の多様化によるものと考えられますので、更なる団員確保への取り組みに努めなければなりません。

火災については、近年、山林火災での死亡者が発生したことや住宅火災が発生したこともあり、憂慮に堪えない状況となっているため、住民に対して、継続して住宅用火災警報器の設置の呼び掛けを行うとともに防火への意識高揚を図り、予防消防に努めるとともに、日中に発生した火災に地区住民が迅速かつ冷静に対応できるよう、防災訓練を通じて初期消火訓練に参加してもらうなど、自主防災力を高めることも必要です。また、計画的に消防設備を整備しながら、消防団と広域消防との連携強化を図っていく必要があります。

自然災害については、平成23年3月に発生した東日本大震災のような、大地震による災害や豪雨による河川の増水・土砂崩れ、大雪による雪崩等の発生と、それに伴うライフラインの寸断等の恐れがあることから、地すべり区域、急傾斜地、雪崩危険区域などについて、被害の未然防止のための対策を講じていかなければなりません。さらには、地震や大雨(ゲリラ豪雨)による水害・土砂災害等からの自ら身を守れるよう住民の意識高揚やハザードマップの活用を図る必要があります。

また、こうした火災・災害時に迅速かつ正確に情報を伝達するため、防災行政無線に加え新たな情報伝達手段の構築と関係機関との連絡体制の強化を図っていく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・自己の生命・財産を守るため、防災訓練等に参加し、素早い避難と自主防災への取り組みをします。
- ・災害の事前兆候を発見した場合に、速やかに連絡し、被害の拡大防止を図ります。

○地域

- ・高齢者世帯や要援護者への支援を行います。
- ・自主防災体制の整備を推進します。

○団体(消防団)

- ・訓練等を通じて、団員の資質向上に努めます。
- ・現状に見合った消防団組織づくりに努めます。

○行政

- ・必要な施設、資機材の整備を進めます。
- ・優遇措置を設けるなど、消防団員の確保に努めます。
- ・住民の意識高揚を図るべく予防活動を展開します。
- ・防災行政無線等を活用し情報提供を行い、被害の未然防止に努めます。
- ・危険箇所の整備のため、国・県に働きかけ、財政支援を要望していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
火災発生件数(件) ※1	4	0
災害による死傷者数(人)・被害金額(千円) ※2	0・8, 351	0・0
日頃から火の取扱いに注意し、消火器や火災警報器を備えるなど、万が一の火災に備えている町民の割合(%) ※3	86	91 以上
家具の転倒防止や非常用食品を備蓄するなど、万が一の災害に備えている町民の割合(%) ※4	48	58 以上

※1・2 会津若松地方広域市町村圏整備組合会津坂下消防署消防概況

※3・4 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策)	火災・災害対策の推進
(基本事業)	①火災予防活動の推進
	②町消防団の強化
	③消防設備等の整備
	④災害予防活動の推進
	⑤防災環境の整備

□基本事業の取り組み方針

①火災予防活動の推進

高齢者世帯をはじめ、住民一人ひとりが自ら火災から生命・身体・財産を守るため、

火災予防に対する意識高揚を図ります。

②町消防団の強化

消防検閲、防災訓練等を通じて日頃から団員の資質向上に努め、町消防団の強化を図ります。また、優遇措置を設けるなど消防団への加入促進を図ります。

③消防設備等の整備

ポンプ自動車、積載車、小型動力ポンプ、防火水槽等の消防設備を計画的に整備し、機動力・消防力の向上に努めます。

④災害予防活動の推進

備蓄や防災訓練等の実施により、万が一の際に行動が取れる体制づくりに努めます。また、住民の意識高揚を図り、防災・減災に対する理解を促進します。

⑤防災環境の整備

災害の発生が想定される危険箇所などの整備について、関係機関への働きかけを行います。また、各家庭においても、東日本大震災の様な大地震に備え、家具の転倒防止対策や食料等の備蓄品を備えてもらえるよう啓発を図ります。

(8) 安全安心な水の供給

□施策の目的

対 象	町民
意 図	安定的に安全・安心な水を利用できる

□現状と課題

本町の水道については、認可統合により簡易水道施設11施設、飲料水供給施設2施設及び専用水道施設2施設を簡易水道施設1施設に集約しましたが、集落が点在しているため人口規模に比して小規模な施設が数多くあります。

また、飲料水供給施設を含めた平成26年度末の水道普及率は93.6%になっています。

こうした中、老朽化した施設の改修及び利用促進を図っていくことが求められています。人口の減少に伴い使用料収入が減少する一方、改修・維持補修のコストが増加している現状があります。このため、今後とも安全に飲用できる水を安定して供給できるように計画的に施設の改修・修繕を行うとともに、未普及地域の解消を図るための施設整備を進めていく必要があります。

また、簡易水道会計の安定的運営を図るため、使用料の収納率向上と滞納対策の強化を図る必要もあります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民・事業所

- ・水質に異常があった場合は、町へ通報します。
- ・水不足の場合は、節水に協力します。

○行政

- ・維持管理・施設整備・改修の計画・実施をしていきます。
- ・国・県と連携しての施設整備を計画・実施していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
水質基準不適合率 (%) ※1	0	0
水道普及率 (%)	93.6	94.2 以上
事故・故障件数 (件)	37	38 以下
総収支比率 (%) ※2	108	110 以下

※1 水道施設では水道法に基づく水質検査を実施しており、その基準に合格しなかった割合です。

※2 総収支比率とは水道運営に係る費用を水道収益でどの程度賄えているかの指標となります。100%以下であれば賄えていないということになります。

(水道運営に係る費用+建設改良費用(工事・工事借入金返済等))=総支出額

□施策と基本事業の体系

(施策)	安全安心な水の供給
(基本事業)	①施設の適正な維持管理
	②安全な水の供給
	③未普及地域への対応
	④健全な会計の運営

□基本事業の取り組み方針

①施設の適正な維持管理

安定的な水の供給を維持するため、施設の維持管理に努めるとともに老朽化した施設の計画的な更新を行います。

②安全な水の供給

安全に使用できる水を供給するため、水質の適正管理に努めます。また、水道利用者の節水意識の高揚に努めます。

③未普及地域への対応

水道未普及地域への施設整備については、地域からの要望や整備条件・環境及び必要性について考慮したうえで対応していきます。

④健全な会計の運営

加入促進と使用料の収納率向上を図るとともに、適正な歳出に努め健全な会計の運営に努めます。

2 未来に希望の持てる活力ある まちづくり

(1) 農林業の振興

□施策の目的

対 象	①専業農家 ②兼業農家
意 図	①経営農家として自立できるようにする ②農地林地を保全する

□現状と課題

農業については、食料・農業・農村基本法の下、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の十分な発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」という基本理念に基づき、これまでのさまざまな取り組みにより一定の成果は表れているものの、全国的な米需要低迷により米価下落が続いているうえ、平成23年に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故による風評により県内産の農産物の買い控えや価格低迷等の問題が発生しております。これに加えて、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が大筋で合意され、農業をとりまく環境は大きく変わろうとしています。また、町内では、農家戸数、農家人口の減少に加え高齢化が進んでおり、農業の担い手不足が深刻化している状況にあります。

こうしたことから、農産物の安全性を確保し風評払拭に努めるとともに、希望をもって農業に従事し、収益を上げることのできる環境を整えていくことが必要不可欠であり、農業者の所得の増大を図る6次産業化や、優良農地の確保と有効利用、農作業の安全対策、持続可能な農業生産を支える取組み等を促進しながら、意欲ある農業者の確保にも努めていく必要があります。

林業については、本町の森林面積は町土の86.9%を占め、豊富な森林資源を有しているものの、木材価格の下落により林業経営が打撃を受ける中、原子力発電所事故の影響もあり森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の荒廃や山村地域の衰退が懸念されるとともに、松くい虫などの森林病虫害も年々広域拡大化しており、森林の本来持つ機能が低下している現状にあります。

こうした中、森林の有する多面的機能を維持していくために、境界明確化・路網整備・間伐・造林等の森林整備と景観整備を推進する必要があります。さらに、低炭素社会づくりに向けて社会構造を「コンクリート社会から木の社会」に転換していくため、公共施設に地元産材を積極的に活用するなど、林業経営者への支援を推進する必要があります。

また、有害鳥獣による被害については、近年ではツキノワグマ、カラス、カワウ等の被害発生区域が広範囲になってきているほか、イノシシ等新たな有害鳥獣による被害が発生してきています。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

<p>○住民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家 <ul style="list-style-type: none"> ・健全な農地を保全し、生産活動を持続していきます。 ・魅力ある農業経営に努め、後継者を育てていきます。 ・柳津ならではの農業技術を伝承していきます。 ・農家以外 <ul style="list-style-type: none"> ・地区共同作業(農道等の維持管理等)へ参加協力します。 ・地産地消を推進するため、柳津産農作物の購買と消費に努めます。 <p>○行政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振興作物の生産・販路・加工品開発へ支援していきます。 ・長期展望に立った農林業政策の展開について、国・県へ要望していきます。 ・担い手(地域の中心となる経営体)育成のための支援を図っていきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
作付面積(米)(ha)	309.6	300.0 以上
主要作物(米)の販売金額(千円)	171,784	160,000 以上
主要作物(米)の販売数量(袋/30kg)	27,814	27,000 以上
地域の中心となる経営体数(人、団体) ※1	69	77 以上
耕作放棄地面積(ha)	204.6	204.0 以下
森林整備面積(ha)	26.3	25.0 以上

※1 地域の中心となる経営体とは、認定農業者、集落営農、農業法人、認定新規就農者など、「人・農地プラン」に位置付ける経営体です。

□施策と基本事業の体系

- | | |
|--------|-------------------|
| (施 策) | 農林業の振興 |
| (基本事業) | ①売れる農業の推進 |
| | ②経営規模拡大による所得向上の推進 |
| | ③農林業従事者の確保 |
| | ④荒廃農地の解消 |
| | ⑤林地荒廃の防止 |
| | ⑥有害鳥獣被害の防止 |

□基本事業の取り組み方針

①売れる農業の推進

安全で安心な農産物を消費者に提供するため、安定的に供給できる販売ルートを確認することで収益を上げることのできる農業を促進します。

また、6次産業化や振興作物の産地確立に向けた生産者の取組みに対し支援を行います。

②経営規模拡大による所得向上の推進

農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業等を活用しながら、経営規模拡大を図ります。

③農林業従事者の確保

生産者・JA・行政が一体となり、集落営農・農業法人化を推進しながら意欲ある農業者の確保に努めます。また、林業経営基盤の強化を図り、後継者の育成を図ります。

④荒廃農地の解消

優良農地の確保と有効利用を図りつつ荒廃農地の解消に努めます。

⑤林地荒廃の防止

森林の有する多面的機能の発揮と林業生産活動を高めるために、間伐等の森林整備を進めるとともに松くい虫などの病虫害駆除を徹底することにより、林地荒廃の解消に努めます。

⑥有害鳥獣被害の防止

有害鳥獣による農産物等の被害を防止するため、地域住民等とともに有害鳥獣被害対策に取り組めます。

(2) 観光の振興

□施策の目的

対 象	観光客
意 図	柳津町に来てもらう・泊まってもらう・ 食べてもらう・買ってもらう

□現状と課題

観光産業は、人口減少社会の中で、交流人口を増加させ地域経済を活性化する産業として、今後ますます期待が高くなることが予想されます。

本町は、福満虚空藏菩薩圓藏寺周辺の美しい風景や西山、柳津温泉をはじめ齋藤清美術館や道の駅施設など町歩きを楽しめる観光地です。近年では赤べこ発祥の町をコンセプトにした町づくりを行い、映画のロケ地として新たな観光地づくりに取り組むなど、観光誘客促進のために新しい魅力発掘に取り組んでいるところです。

しかし、東日本大震災及び原発事故による風評被害からの回復のきざしは未だ見えず、震災前90万人台であった観光客は70万人台に止まっています。

また、観光関係の民間団体の自立が進まず、行政中心で観光事業を展開している現状にあります。今後は行政主導から、民間団体の組織的強化による、観光振興を進めていく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民・地域

- ・おもてなしの心で接するよう心掛けます。
- ・観光ボランティアをはじめとして、町の観光案内をしていきます。
- ・町内を清潔に保ち花植えなど魅力ある観光地づくりを実施します。

○団体

- ・新たな発想を生み出し、積極的に自主性をもって事業を展開します。

○行政

- ・福島県や会津管内市町村、特に只見川流域町村と連携し広域的な取組により観光振興を図ります。
- ・只見線沿線町村と連携し只見線を活用した観光振興を図ります。
- ・民間団体の実践力を強化するための助言や自立促進のための働きかけを行います。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
観光客入込数(人) ※1	731, 290	800, 000 以上
宿泊客数(人) ※2	13, 237	17, 300 以上
観光関連事業所数(事業所) ※3	49	49 以上

※1 福島県観光動態調査による数値(花火大会を除く)

※2・3 町担当課データ

□施策と基本事業の体系

(施策) 観光の振興 (基本事業) ①効果的なPR活動の推進 ②魅力ある観光イベントの実施 ③宿泊施設との連携の推進 ④観光団体の組織体制の強化
--

□基本事業の取り組み方針

①効果的なPR活動の推進

インターネットを活用した情報発信を積極的に実施します。また観光関連団体とともに観光キャラバンを行い、顔の見えるPRを行うとともに、インバウンド観光を推進します。

②魅力ある観光イベントの実施

赤べこをコンセプトにした観光イベントを展開し、赤べこ発祥の町をPRします。また美しい自然や伝統文化、食を楽しめるイベントを展開するとともに、只見線沿線町村と連携し奥会津の玄関口である本町をPRします。

③宿泊施設との連携の推進

宿泊に繋げるために、まちなかを楽しめる環境づくりを行います。また旅館組合と連携し、旅行代理店等へのPRを行います。

④観光団体の組織体制の強化

民間団体の組織を強化し、行政主導から民間主体の観光地づくりを推進し、観光サービスの充実や集客活動の強化、また、観光施設間の連携による観光力の向上を図ります。

(3) 商工業の振興

□施策の目的

対 象	①町内の商工業事業所 ②町民
意 図	①売上の拡大・収益の向上 ②町内で消費する

□現状と課題

本町の商工業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷に加え、東日本大震災による風評被害や同年に起きた新潟地方集中豪雨による只見線不通区間の発生などにより、町を訪れる観光客が減少している中、風評の払拭のため、観光商工団体と連携し積極的に首都圏、近隣県へ観光、物産をPRし、観光誘客と地場製品の消費拡大に努めています。

また、ここ1、2年の間に、まちなかにパン屋、洋食屋が開店し、旅館跡地にきよひめ公園がオープンするなど、空洞化しつつあった商店街に賑やかさが戻ってきています。

加えて、福満商品券を継続しての発行することにより町内消費の拡大を図っているところです。

工業については、雇用の場として維持、確保していくことが重要であり、現在立地している事業所に対する支援を引き続き行うとともに、広域的に企業誘致の取組を行う必要があります。

□町・住民・地域(各種団体・事業所等)の役割分担

○住民	・買い物等は地元商店街で買うよう心掛けます。
○事業所	・商品開発や販路拡大を図っていきます。
○行政	・消費者に対する地元消費促進事業を支援していきます。 ・企業誘致を積極的にすすめていきます。 ・中小企業への資金融資を支援していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
町内事業所の製造品出荷額等(百万円) ※1	3,462	3,896 以上
事業所数(事業所)	198	180 以上
雇用者数(人) ※2	218	218 以上
日頃から町内の商店を買い物等に利用している町民の割合(%) ※3	87	90 以上

※1・2 工業統計による数値

※3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 商工業の振興 (基本事業) ①新規参入業者や後継者への支援 ②収益向上のための環境づくり ③魅力ある商品の開発と販売の推進 ④魅力ある商店街の形成
--

□基本事業の取り組み方針

①新規参入業者や後継者への支援

経済事情を考慮し、利用しやすい制度融資のあり方、内容を検討し、関係機関との連携を密にし、制度の充実を図るとともに効果的な支援を行います。

②収益向上のための環境づくり

利用しやすい商店街の雰囲気づくりによる地元消費拡大と、まちなか観光の推進による観光客の消費拡大を図ります。

③魅力ある商品の開発と販売の推進

地産地消を推進するため、町内の農産物を利用した加工品や赤べこ発祥の地に因んだ土産物などの商品開発、販路拡大を支援し震災の風評の払拭に努めます。

④魅力ある商店街の形成

まちなか商店街の活性化のために、にぎわいを創出するためのイベント開催を支援するとともに利用しやすい商店街づくりを支援します。

(4) 雇用対策の推進

□施策の目的

対 象	求職している町民
意 図	仕事に就いてもらう

□現状と課題

国内の雇用情勢は、リーマンショックに端を発した景気の低迷から徐々に回復傾向を示しています。また景気の回復に加えて原発事故の影響による関連工事等の求人数の増加もあり福島県の求人倍率は1.42倍(平成27年10月)と全国平均を大きく上回っていますが、技術専門職や保安業などの求人が多く、事務職等の求人が少ないため雇用のミスマッチが続いている状況にあります。

このような状況の中で、当町の工業団地に就業している人の数は徐々に増えつつあり、企業の経営安定が雇用の安定につながっていると思われれます。

また、震災を契機に緊急雇用創出基金事業を活用し、観光振興、物産振興を目的にした雇用を創出した結果、その中から町内企業に正規採用された例も出ています。

今後は、若者の定住促進のためにも、魅力的な雇用の場が提供できるよう、地域の特性に応じた雇用機会の創出を図るため、関係機関と連携、協力していく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- | |
|---|
| <p>○住民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業できるよう自己の能力向上に努めます。 ・就業に関する積極的な情報収集活動を行います。 <p>○事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民雇用の推進を図ります。 ・後継者の育成に努めます。 <p>○行政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制面での優遇など、事業者に対して支援していきます。 ・行政のネットワークを活用した就業や能力開発に関する情報を住民に周知します。 ・事業所への町民雇用等に対する支援や情報提供をします。 |
|---|

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
求職者数(人) ※1	79	60 以下
町内工業団地で勤める町民の数(人)	64	70 以上
町内工業団地に新たに就業した町民の数(人)	6	7 以上

※1 公共職業安定所(ハローワーク)データ

□施策と基本事業の体系

(施策)	雇用対策の推進
(基本事業)	①就労のための支援
	②能力開発の支援
	③広域連携による雇用の推進
	④新規産業創出の推進

□基本事業の取り組み方針

①就労のための支援

工業団地やハローワークからの求人情報を開示し、就職に繋がります。

②能力開発の支援

求職者能力開発セミナー等の情報提供を行うことにより受講を促進し、就職に有利となるよう支援します。

③広域連携による雇用の推進

隣接町村との広域連携により本町からの通勤圏内への企業誘致に努め、雇用の推進を図ります。

④新規産業創出の推進

企業支援団体(商工会、金融機関)と連携し窓口相談等における情報を共有します。また、創業支援事業計画を策定し、町内創業者が有利な助成を獲得できる環境作りを推進するなど新たな産業の創出を支援します。

3 豊かな自然と共生する美しい まちづくり

(1) 循環型社会の構築と廃棄物の適正処理の推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	廃棄物を適正に排出・処理する

□現状と課題

循環型社会を構築するためには、一般廃棄物、産業廃棄物ともに減量化・再資源化していくことが重要です。

本町では、資源ごみの缶・古紙については民間処理業に売却し、ビン・プラスチックについては広域事業組合へ搬入していますが、ごみの分別や減量化、廃棄物の再生利用(リサイクル)をさらに促進するためには、町民一人ひとりが理解を深めていかなければなりません。

また、不法投棄は小規模ながらも依然として後を絶たないことから、広報活動や啓発看板の設置、パトロール等をより強化し、不法投棄のない社会の形成を目指して行く必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- 住民
 - ・ごみの発生抑制に努め、分別収集を推進します。
- 事業所
 - ・自らのごみは適正に処理します。
- 行政
 - ・適正に処理するよう意識啓発に取り組みます。
 - ・不法投棄防止のため、パトロールなどの監視を行います。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
年間のごみ排出量(一人1日あたり・g)	725	695 以下
ごみのリサイクル率(%) ※1	20.4	29 以上
町に対する不法投棄の通報件数(件)	3	2 以下
日頃からごみ減量とごみ分別に取り組んでいる町民の割合(%) ※2	92.0	93.5 以上

※1 総リサイクル量/(一般廃棄物量+リサイクル処理量)(家庭系)

※2 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 循環型社会の構築と廃棄物の適正処理の推進 (基本事業) ①ごみ発生抑制の推進 ②分別収集の推進 ③不法投棄防止活動の推進
--

□基本事業の取り組み方針

①ごみ発生抑制の推進

町広報誌、チラシ等による啓発により、ごみの発生の抑制についての意識高揚を図り、排出量の減量に努めます。

②分別収集の推進

適正な処理や分別について地区説明会を開催するなど、ごみの分別収集を推進し、リサイクルの促進に努めます。

③不法投棄防止活動の推進

意識啓発及びパトロールの実施により、不法投棄の撲滅に努めます。

(2) 自然環境の保全

□施策の目的

対 象	①町内の動植物 ②水・大気・土壌
意 図	①生態系・生育を維持する ②汚染や温暖化を防止する

□現状と課題

町内の水(川)・大気・土壌の状況は下水道整備、合併処理浄化槽の設置が進んだこともあり、良好であります。

しかし、一部で生活雑排水による水質の汚濁、野焼きや家庭でのごみ焼却が見受けられることから、下水道の加入促進や単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え、自然環境に対する意識高揚等を働きかけていく必要があります。

また、国指定の天然記念物である“うぐい”の生息地を保護するなどの生態系の保護、自然環境の修復・再生の取り組み、動植物の生息状況の把握などの対応が必要です。

さらには、不法投棄や無断入山等があることから、不法投棄監視員、県立自然公園監視員によるパトロールの実施により未然防止を進めていかなければなりません。

地球温暖化防止については、世界的な課題としてさまざまな取り組みが行われてきましたが、原発事故以降個人や家庭での省エネ活動の実践や環境にやさしい再生可能エネルギーの利活用などにさらに関心が高まっています。そこで、町民や事業所に対してさらなる意識の高揚を図っていく必要があります。

苦情(騒音・臭気・環境・不法投棄等)については、年に1回程度ですが、監視等が続けていく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・生活雑排水処理やごみ処理など、ルール・マナーを守ります。
- ・保護すべき動植物について関心を持ち、注意を払います。
- ・節電・節水など省エネに取り組みます。

○事業所

- ・法律を順守して、廃棄物の適正処理を行います。

○行政

- ・自然環境の保全について、普及啓発と情報提供を行います。
- ・不法投棄監視員、県立自然公園監視員によるパトロールと対策を実施します。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
対象河川のBOD(只見川魚淵付近) ※1	0.8	0.6 以下
自然・環境に関する苦情件数(件)	0	0
柳津町の自然が守られていると思う町民の割合(%) ※2	72	78 以上
日頃から省エネ対策に取り組んでいる町民の割合(%) ※3	81	87 以上

※1 BODとは、生物化学的酸素要求量のことで汚水中の有機物が好気性微生物の生物化学的反応によって分解される時に消費される酸素量のことで数値が大きくなるほど汚濁していることを示します。

※2・3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 自然環境の保全
(基本事業) ①人・自然の調和共生
②公害発生の防止
③省エネと環境にやさしいエネルギーの利用促進

□基本事業の取り組み方針

①人・自然の調和共生

生態系や里山などの保全を図り、人と自然との共生に努めます。

②公害発生の防止

公害発生源となる有害物質等の発生状況を監視するなどの対策を講ずるとともに、公害発生防止の啓発や指導に努めます。

③省エネと環境にやさしいエネルギーの利用促進

家庭でできる省資源・省エネの取り組みへの意識高揚を図り、家庭での省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援します。

(3) 下水道利用の促進

□施策の目的

対 象	①町民 ②水環境
意 図	①衛生的で快適な生活をしてもらう ②環境の保全(公共水域の水質)

□現状と課題

本町では、これまで特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水施設整備事業、簡易排水施設整備事業、林業集落排水施設整備事業、個別型合併処理浄化槽の設置補助により、生活排水処理施設の整備を進めてきました。

しかし、下水道への加入が低調であるため、今後も供用済の区域における住民の加入促進を図る必要があります。また、引き続き合併処理浄化槽設置事業をあわせて推進していく必要があります。

さらに、下水道加入者に関しては、下水道使用上のモラルの低下が目立ち始めたため、正しい下水道及び浄化槽の使用方法を周知する必要があります。

下水処理場やマンホールポンプなどの施設については、供用開始後10年以上が経過したことから、今後故障による機器修繕に維持管理費が増大する見込みがあるため、計画的に改修・修繕していく必要があります

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民・事業所

- ・下水道に加入します。
- ・使用料について期限までに納付します。
- ・水環境に対する意識を高めます。

○行政

- ・水環境に対する意識高揚を図り、下水道の加入を促進します。
- ・施設の維持管理に努めます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
水洗化率(人口・%) ※1	56.8	63 以上
公共下水道の放流水のBOD ※2	3	6 以下

※1 公共下水道・農業集落排水・林業集落排水・簡易排水の全事業の数値

※2 BODとは、生物化学的酸素要求量のことで汚水中の有機物が好気性微生物の生物化学的
反応によって分解される時に消費される酸素量のことで数値が大きくなるほど汚濁していることを
示します。

□施策と基本事業の体系

(施策) 下水道利用の推進 (基本事業) ①加入の促進 ②施設の適正な維持管理 ③下水道に関する普及・啓蒙
--

□基本事業の取り組み方針

①加入の促進

水環境の保全や住環境の快適性向上、また、健全な財政運営を図るため、下水道
(農・林集排、簡排を含む)が整備された地区住民の加入を促進します。

また、下水道整備計画のない地区については、合併処理浄化槽の設置を促進して
いきます。

②施設の適正な維持管理

施設の適切かつ効率的な維持管理に努めるとともに、計画的に更新を行います。

③下水道に関する普及・啓蒙

町民が快適で衛生的に生活できるよう、下水道の役割等について町広報やイベント
等の機会を通じ普及・啓蒙を図ります。

(4) 美しい景観のまちづくりの推進

□施策の目的

対 象	①町民 ②来訪者(町外者)
意 図	①景観づくりに協力してもらう ②景観に魅力を感じて訪れてもらう

□現状と課題

本町は、町の一部地域が只見柳津県立自然公園に指定されており、優れた自然の風景が保護されているとともに、福満虚空藏菩薩圓藏寺をはじめとする観光資源や自然資源に恵まれていることから、景観に対しての住民の意識も高い傾向にあります。

また、平成23年度から5年間にわたり社会資本整備総合計画を立て、自然と歴史、文化にふれ合い、人、もの、情報が行き交うにぎわいのまちづくりを目標に、まちづくり推進委員会を中心に協議しながら事業を進めてまいりました。

今後も、引き続き町民と協議をかさねながら景観を意識したまちづくりを推進するとともに、清掃活動や花いっぱい運動などへの住民参加を促進し、来訪者に対して自信と誇りを持てる景観づくりを進めて行く必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- 住民・地域
 - ・住んでいる地域の清掃活動や花の植栽などを行います。
- 事業所
 - ・建物の改修・整備の際には、周辺の景観との配慮に努めます。
- 団体
 - ・魅力的な観光地を形成していくために、行政等と協議しながらまちづくりへの提案をしていきます。
- 行政
 - ・景観に配慮するよう、建築物や看板の設置に関する規制・誘導を行います。
 - ・魅力的な観光地づくりのための会議を開催し事業を実施します。
 - ・国・県に対し景観整備・保全のための支援を要望していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
観光客入込数(人) ※1	731, 290	800, 000 以上
まちづくり会議開催回数(回)	2	4 以上
柳津町の景観を守り、育てたいと思う町民の割合(%) ※2	70	83 以上

※1 福島県観光動態調査による数値(花火大会を除く)

※2 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 美しい景観のまちづくりの推進 (基本事業) ①景観意識の高揚 ②美化活動の推進 ③町並み景観の整備 ④魅力ある景観形成
--

□基本事業の取り組み方針

①景観意識の高揚

自然、歴史、文化に包まれ四季折々の美しさを見せる町の景観を保全するために、意識高揚や啓発に努めます。

②美化活動の推進

沿道等のごみ収集や花いっぱい運動などの実施により環境美化に努めるとともに、モラル向上のための意識高揚に努めます。

③町並み景観の整備

来訪者が本町の町並み景観に魅力を感じ、まちなか散策などで賑わいを創出できる地域を目指して、町民の意見を取り入れながら景観整備に努めます。

④魅力ある景観形成

県景観条例を遵守しつつ、福満虚空藏菩薩圓藏寺を中心とした美しい景観の形成に努めます。

4 連携と交流によるにぎわいのある まちづくり

(1) 道路ネットワークの充実

□施策の目的

対 象	①町民 ②町内の道路(町道)
意 図	安心して道路を利用できるようにする

□現状と課題

本町の道路ネットワークは、国道3路線、主要地方道3路線、一般県道6路線を幹線網として、町道454路線などが交差し、形成されています。

本町は平地が少なく、起伏が激しい山地地形で集落が点在しており、集落をつなぐ幹線道路はこれまでの改良により改善しているものの、一部において幅員狭小、急勾配であることから、各道路の位置付けに対応し、自然環境・景観保全に配慮しつつ、住民生活に密着した路線の整備促進、危険箇所・交通障害箇所の解消、ひとにやさしい道づくりを計画的に進め、安全かつ快適な道づくりを進める必要があります。

また、交通安全施設の整備を進めるとともに、特に冬期間は通行に困難を極めていることから除雪体制を確立する必要があります。

農林道については、本町の主要産業である農林業を支える重要な施設であるとともに、日常生活で最も身近な生活道路となっている路線もあり、整備を進める必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- 住民
 - ・道路改良等での用地提供等について、協力します。
- 地域
 - ・道路の決壊、土砂崩れなど安全な通行に支障となる状況時には、速やかに町へ連絡します。
 - ・普段利用している生活道路については、除草等の維持管理に協力します。
- 行政
 - ・優先順位等により判断し、未改良路線の整備を進めます。
 - ・交通安全施設の整備を進めます。
 - ・国・県道の整備促進のため、関係機関等を通じて要望していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
道路の改良率(%) ※1	39.2	40.4 以上
道路の舗装率(%) ※2	40.5	41.7 以上
町内の道路が安全に快適に通行できるよう になっていると思う町民の割合(%) ※3	64	70 以上

※1・2 道路台帳による数値

※3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 道路ネットワークの充実 (基本事業) ①安心して通行できる道づくりの推進 ②安全施設の整備 ③安全な通行の確保

□基本事業の取り組み方針

①安心して通行できる道づくりの推進

急勾配、見通しが悪い、幅員が狭いなどの未改良箇所については、安心して通行できるよう計画的な改良に努めます。

②安全施設の整備

ガードレール等の道路施設の整備を図り、安全に通行できるように努めます。

③安全な通行の確保

道路の維持補修を図りつつ地域の協力による土砂上げや草刈りなどによって、生活道路の安全な通行の確保に努めます。

また、冬期間における除雪体制の充実に努めます。

(2) 公共交通ネットワークの充実

□施策の目的

対 象	町民
意 図	便利に町内外へ移動できるようにする

□現状と課題

公共交通を取り巻く現状は、少子・高齢化及びマイカー保有台数の増加などにより、採算の取れない路線の撤退や運行本数の減便など、全国的に厳しい状況にあります。

本町にあっては、JR只見線、会津バス及び町民バスが公共交通の役割を果たしておりますが、町民にとっては必ずしも十分な状況であるとはいえません。

町民バス利用者数は、わずかではありますが増加傾向にあるものの、その地区(路線)は限定されています。

JR只見線については、平成23年の新潟福島豪雨災害により3つの橋りょうが流失し、会津川口駅と只見駅間が現在まで不通となっており、観光や住民生活に影響が出ていますので、福島県及び会津管内市町村と共に全線復旧に向けて基金を創設したところであり、今後も利用促進に向けて取り組んでいく必要があります。

□町・住民・地域(各種団体・事業所等)の役割分担

- 住民・事業所
 - ・公共交通機関の利用を心掛けます。
- 団体
 - ・各種行事等の開催時間について公共交通を利用できるよう配慮します。
- 行政
 - ・多くの方に喜んで利用いただけるよう利便性の高い運行に努めます。
 - ・生活交通路線(バス)及びJRが安定的に運行を維持していけるよう、国・県に対して支援を要望していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
利用者数(スクールバス除く・人)	24,323	27,000 以上
町内の公共交通が便利だと思う町民の割合(%) ※1	84	90 以上

※1 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 公共交通ネットワークの充実 (基本事業) ①利便性の確保・向上 ②運行車両の充実 ③公共交通機関との連携・強化

□基本事業の取り組み方針

①利便性の確保・向上

自家用車等を持たない方等の移動手段として、町民が行きたい時に、行きたい場所へ移動できる町民バスのダイヤ編成に努めます。

また、町民のニーズにあった新たな運行体制を検討していきます。

②運行車両の充実

運行中の事故はもちろん、車両故障等による運行障害が生じないように、町民バスの日常点検及び車両整備の徹底を図ります。

③公共交通機関等との連携・強化

町民バスとJR只見線及び会津バスとの接続について、待ち時間による利用者の負担を軽減するため、スムーズな乗り換えができるように努めます。

また、JR 只見線の利活用を促進するとともに、全線復旧に対する支援をします。

(3) 情報通信ネットワークの充実・活用

□施策の目的

対 象	町民
意 図	情報通信ネットワークを活用して、便利で安心した生活をする

□現状と課題

本町は、移動通信鉄塔施設の整備が完了したことで、携帯電話の不通話エリアはほぼ解消されました。

また、スマートフォン等の高機能通信端末の普及やモバイル(※1)通信の高速化など、通信回線等の選択肢が広がっています。このようなインターネットの利用実態の変化により、世帯における光回線の普及率は頭打ちとなりつつあります。

さらに、情報通信ネットワークの利用率では、低・中年層での利用率が非常に高い一方で、高齢者の利用率が著しく低い傾向にあり、利用者の2極化が進みつつあります。

こうした中、行政情報の提供はもとより、災害時の迅速な情報伝達など情報通信ネットワークは様々な場面で不可欠なものとなりつつありますので、日常生活での利便性の向上やわかりやすさ、使いやすさが実感できる環境づくりを推進する必要があります。

※1 モバイルとは、携帯電話会社の通信回線の電波を利用して、インターネットに接続することができるサービスのこと。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民・事業所

- ・情報通信環境(高速インターネット等)を整備します。
- ・情報通信ネットワークを日常生活(業務)や事業に積極的に利用します。

○行政

- ・情報通信ネットワークの利便性の啓発と利用促進を呼び掛けます。
- ・携帯電話の通話エリア拡大のため整備を進めます。
- ・国・県へ情報通信ネットワークの基盤整備について要望していきます。
- ・携帯事業者に対する自主整備について、要望していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
情報通信ネットワークを利用している町民の割合(%) ※1	41	48 以上
光通信ネットワークの加入率(%)※2	38. 2	40 以上

※1 住民アンケート数値

※2 加入件数を世帯数及び事業所総数で除した数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 情報通信ネットワークの充実・活用 (基本事業) ①光通信ネットワークへの加入促進 ②ITを利活用した情報の共有 ③モバイル通信ネットワークの整備
--

□基本事業の取り組み方針

①光通信ネットワークへの加入促進

光通信ネットワークのメリットや活用法などについて、PRや講習等を行う中で住民・事業者の加入促進を図ります。

②ITを利活用した情報の共有

災害時の緊急速報メールの配信やホームページによる観光情報・行政サービスの情報提供など、ITを利活用した情報の共有を図ります。

③モバイル通信ネットワークの充実

次世代モバイル通信の整備要望や、公衆無線LANのエリア整備を行うとともに、モバイル通信を利用したソフトウェアサービスの提供など、モバイル通信ネットワークの充実を図ります。

(4) 交流・移住・定住の促進

□施策の目的

対 象	①町民 ②町外者
意 図	①柳津町に住み続けてもらう ②柳津町に移住してもらう

□現状と課題

全国的な問題として、過疎地域から首都圏、都市部への人口流出が続いている状況であり、本町でも毎年転入者より転出者の方が多い状況になっています。

本町における人口動態は、昭和30年の人口9,709人、世帯数1,531戸をピークに、その後、少子化や若年層の人口流出などによって人口の減少が著しく、平成27年10月1日現在では人口3,672人、世帯数1,307戸となっています。住民アンケートの結果では、暮らしやすい町だと思ふ町民の割合は80%と高くなっていますが、毎年90から140人の方が転出しています。

本町では、これまで定住化を促進するため、公営住宅の整備、住宅分譲地の整備、子育て支援の充実、情報通信基盤・生活基盤の整備などを行ってきたところであり、一定の成果をあげてきました。

今後は、いかに転出者を減らし、転入者(移住者)を増やしていくかが課題であるので、豊かな自然や歴史・文化など本町の素晴らしい地域資源を活かし、グリーンツーリズム事業や都市交流事業等による交流人口の拡大を図っていくなかで、本町の魅力に触れていただき、二地域居住や定住につなげるための取り組みが必要となっています。

さらに、青少年期から本町の歴史・文化などの魅力、地域交流などを通して本町に関心を持ち、将来の町を担っていただけるよう対策を講じていくことも必要です。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民・地域

- ・ふるさと意識を高めていきます。
- ・子ども達に柳津町の自然・歴史・文化など、その良さを伝えます。
- ・町外者に柳津町の良さや風習を伝え、積極的に受け入れるようにします。
- ・移住者・転入者を寛容に受け入れる気持ちを持ちます。

○行政

- ・柳津町の良さや独自性(行政サービス等)を町民、町外者にPRします。
- ・移住のための情報や機会を提供していきます。
- ・移住・定住のための生活基盤(雇用・住宅・交通等)の整備・支援をします。
- ・空き家の有効活用についての支援をします。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
転出者数(人)	91	80 以下
転入者数(人)	84	80 以上
柳津町が暮らしやすい町だと思う町民の割合(%) ※1	80	82 以上

※1 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 交流・移住・定住の促進 (基本事業) ①快適な住環境の推進 ②交流事業の推進 ③移住事業の推進

□基本事業の取り組み方針

①快適な住環境の推進

生活環境の向上を図るための各種施策の取り組みを継続しつつ、子育て世帯の定住を促進するため、定住促進住宅の整備等の環境づくりを図ります。

②交流事業の推進

久保田観音たっしや村等のグリーンツーリズム事業や都市交流事業などでの農作業の体験や伝統行事への参加などを通して、地域住民との交流を図りながら、田舎暮らしの魅力に触れていただく事業を推進するとともに、新潟県出雲崎町との姉妹都市交流事業を実施します。

③移住事業の推進

空き家物件の情報を収集し、紹介できる物件の情報提供を行いながら受入れ体制の整備を図ります。あわせて、地域おこし協力隊をはじめとする移住者への支援を図ります。

5 一人ひとりの個性が輝くまちづくり

(1) 学校教育の充実

□施策の目的

対 象	町内の児童生徒
意 図	確かな学力・豊かな人間性・健やかな身体を育む

□現状と課題

本町には、柳津・西山小学校、柳津・西山中学校の4校があり、「確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育む学校教育の推進」を重点目的に掲げ、少子化、核家族化、家庭の教育力の低下といった状況のなかで、学校・家庭・地域が一体となった学校教育を推進しています。

特に、小中連携教育を推進し、英語指導助手の招致による国際理解教育を図るとともに、複式学級におけるデメリット克服のための対策を積極的に行っています。

今後も、各学校の「学力向上グランドデザイン」に基づいた学習指導を進めるとともに、教職員の資質の向上、教育相談体制の充実、国際化や情報化等の社会変化に対応する教育、地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

また、児童生徒が安心して快適に学習活動を行えるよう学校施設の整備を実施していく必要があります。

さらに、児童生徒数が減少を続けている現状と、柳津町中学校適正配置等審議会答申を踏まえて、中学校二校の統合について、今後その課題解決に向けた取り組みを確実に進める必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○保護者

・家庭、学校の連携を図って、家庭教育を推進していきます。

○地域

・学校教育の充実のため、支援ボランティア等として協力していきます。

・防犯ボランティアにより児童生徒の安全を守っていきます。

・食育を推進するため、安全で安心できる食材を提供します。

○行政

・学校教育の充実のため、国・県へ支援を要望していきます。

・統合中学校をはじめ、教育環境、条件の整備・充実を図ります。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
全国標準学力検査(NRT)の国語、算数・数学の平均学力偏差値 ※1	国語53.1 算数・数学51.7	国語・算数・数学 53.0 以上
いじめ・不登校・問題行動の発生件数(件)	3	0
全国体力テストの全児童・生徒の平均点(点) ※2	45.8	50 以上
学校生活を楽しく感じている児童生徒の割合(%) ※3	76	79 以上

※1 全国標準学力検査(NRT)は、標準化された学力検査で全国平均を50としています。柳津町小・中学生全体の平均値です。

※2 全国体力テストは8種目80点満点で実施され、数値は柳津町小・中学生全体の8種目合計点の平均点です。

※3 学校アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 学校教育の充実 (基本事業) ①確かな学力の向上 ②豊かな心の育成 ③健やかな身体の育成 ④特別支援教育の充実 ⑤小中連携教育の推進 ⑥情報教育・国際理解教育の充実 ⑦教育環境・条件の整備・充実

□基本事業の取り組み方針

①確かな学力の向上

各学校の学力向上グランドデザインに基づいた学習指導を進めるとともに、個々に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。また、町内4校の教職員全員で組織する町教育研究会での研修活動を通じて、教職員の指導力の向上と授業の改善に努めます。

②豊かな心の育成

道徳教育、学校行事等の充実を図り、体験活動やボランティア活動を重視し、学校・家庭・地域が一体となって豊かな心の育成に努めます。

③ 健やかな身体の育成

健康増進、体力・運動能力の向上を図るため、学校保健体育の充実に努めるとともに、学校給食センターの整備充実に努め、望ましい食習慣の形成と食育の充実に努めます。

④ 特別支援教育の充実

教育支援委員会において、障がいのある児童生徒の適正な把握に努め、学校・保護者・関係機関との連携を図り、一人ひとりに応じた特別支援教育の充実に努めます。

⑤ 小中連携教育の推進

小・中学校が連携して9年間を見通した教育活動を展開することにより、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成を図ります。

⑥ 情報教育・国際理解教育の充実

情報化社会に対応するために、情報教育の充実に努めます。また、英語指導助手の招致により、英語力の向上、国際理解教育の充実に努めます。

⑦ 教育環境・条件の整備・充実

学校の安全を図るための学校施設の修繕など教育環境・条件の整備・充実に努めるとともに、中学校統合についての取組みを進めます。

(2) 青少年の健全育成

□施策の目的

対 象	小学生から高校生世代
意 図	①非行に走らせない ②郷土を愛し、誇りを持ってもらう

□現状と課題

社会情勢や教育環境の変化、地域の繋がりの希薄化などにより非行やいじめ不登校など青少年に係わる問題が深刻化しています。

また、近年はメディアの普及によって様々な情報が得られるようになったことから、卑劣な犯罪が増えており、今後も青少年が巻き込まれる犯罪が増えていくと考えられます。

これまで青少年健全育成町民会議において、青少年の主張発表大会や駅頭広報活動、巡回補導等の非行防止や健全育成を図る活動を推進し、また放課後の小・中学生の居場所の確保としてふれあい館を解放するなどの取り組みをしてきました。

今後は家庭・学校・地域が一体となって青少年を育成し、地域の伝統行事等への参加を促し、関心を持ってもらうことにより郷土を愛し誇りに思ってもらえるよう努めていく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・地域の子どもとして見守り、育てていきます。
- ・子どもの手本となるようモラルある行動をとります。

○地域

- ・地域の子どもとして見守り、育てていきます。

○事業所

- ・子どもが危険を感じている場合は、安全に保護します。

○行政

- ・各種事業への参加やボランティア活動の機会を提供していきます。
- ・町や地域の伝統・習慣等を伝承していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
少年非行発生件数(件) ※1	0	0
柳津町が好きで、自慢に思っている児童生徒の割合(%) ※2	43	50 以上

※1 会津坂下警察署データ(年単位集計)

※2 学校アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 青少年の健全育成 (基本事業) ①郷土を愛する心の育成 ②家庭教育の充実 ③生涯学習と学校教育の連携 ④子どもの居場所づくりと環境整備 ⑤地域ボランティアの活用
--

□基本事業の取り組み方針

①郷土を愛する心の育成

町や地域の行事等への参加や体験活動、ボランティアとしての関わりを通して、郷土への関心及び愛着を高めるよう努めます。

②家庭教育の充実

家庭教育講座等の充実を図り、子育ての原点である家庭教育を積極的に支援します。

③生涯学習と学校教育の連携

生涯学習と学校教育が相互補完的に連携を図ることで、より効果的な青少年の健全育成に努めます。

④子どもの居場所づくりと環境整備

放課後等における子どもの学習の場及び安全、安心な居場所づくりに努め、体験活動やスポーツ活動を通してマナーや礼儀の指導など心身の健全な育成に努めます。

⑤地域ボランティアの活用

防犯ボランティア、学校支援ボランティアの育成・活用を図ることで、登下校時等における事件・事故の未然防止や学校教育の支援に努めます。

(3) 生涯学習の推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	ひとり1学習をしてもらう

□現状と課題

町民一人ひとりが生き生きと心豊かに充実した生活を送ることが地域づくり、町づくりに繋がるものと考え、「いつでも、どこでも、誰もが、均しく学ぶことができる」を目指し生涯学習を推進しています。

こうした中、町民一人ひとりが自主的、継続的な学習活動を行いその成果が評価される学習環境づくりが求められています。

加えて、社会情勢が急速に変化していく中、町民の学習ニーズは多様化してきているため、今後とも町民のニーズに合った学習や講座、施設の整備を進めていく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・住民自ら学習テーマを見つけ自主的に活動を行います。
- ・共に学習をする仲間づくりをし、学習活動をしていきます。
- ・他の人の学習活動を支援していきます。

○団体

- ・学習テーマを見つけ自主的に活動を行います。
- ・団体への加入者の拡大に努めていきます。
- ・会員相互の親睦と成果の発表、ボランティア活動の推進を行います。

○行政

- ・生涯学習の機会や情報を提供します。
- ・学習活動の成果等を発表する機会の提供をします。
- ・生涯学習の指導者を養成していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
学習講座への参加割合(%)	6.4	6.7 以上
学習団体の加入者数(人)	204	225 以上
日頃からテーマを持って、学習活動に取り組んでいる町民の割合(%) ※1	34	38 以上

※1 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 生涯学習の推進 (基本事業) ①生涯学習推進体制の整備・充実 ②多様なニーズに応える学習機会の充実 ③社会教育施設・設備の整備・充実
--

□基本事業の取り組み方針

①生涯学習推進体制の整備・充実

関係機関・団体との連携及び人材の育成と活用を図り、生涯学習の基盤づくりに努めます。

②多様なニーズに応える学習機会の充実

町民の多様化した学習ニーズに対応した学習機会の提供や、さまざまな情報の提供に努めるとともに町民の主体的な学習活動を支援します。また世代に応じた学習内容の充実を図ります。

③社会教育施設・設備の整備・充実

社会教育施設の機能の充実と環境の整備を図ることで、より一層誰もが集える施設づくりに努めます。

(4) 生涯スポーツとレクリエーションの推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	ひとり1スポーツに親しんでもらう

□現状と課題

本町では、昭和59年に「スポーツ振興のまち」を宣言し、各種スポーツ事業や運動公園施設の整備・充実を進めてきました。スポーツやレクリエーションは健康や体力の維持・増進に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして重要な役割を担っています。

町民の意識高揚を図るためにも、体育協会や総合型地域スポーツクラブ、関係機関との連携を図り、町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動が行える環境づくりが求められています。

今後、ひとり1スポーツの実現を目指し、スポーツ施設の改修や整備を進めていくとともに、地域スポーツや指導者の育成などにも努めていかなければなりません。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- 住民
 - ・スポーツに関心を持ち、参加していきます。
- 地域
 - ・地域の親睦・融和を図っていきます。
- 団体
 - ・スポーツの振興とスポーツ人口を拡大するため、運営、指導のできる体制づくりに努めます。
- 行政
 - ・住民のニーズに合った内容、施設の改修、整備を進めます。
 - ・講演会、講習会等を開催し健康とスポーツへの関心を高めます。
 - ・指導者の養成に努めます。
 - ・スポーツ施設の改修、整備に努めます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
スポーツ団体の加入率(%) ※1	26.3	27 以上
日頃からウォーキングなど、何かスポーツに取り組んでいる町民の割合(%) ※2	44	48 以上

※1 総合型地域スポーツクラブ、体育協会、スポーツ少年団への加入率

※2 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

<p>(施策) 生涯スポーツとレクリエーションの推進</p> <p>(基本事業) ①生涯スポーツの意識啓発とスポーツ活動の充実</p> <p>②地域スポーツの推進</p> <p>③スポーツ施設・設備の整備充実</p>
--

□基本事業の取り組み方針

①生涯スポーツの意識啓発とスポーツ活動の充実

各種スポーツ教室の開催などを通してスポーツに対する興味・関心を高めることで、ひとり1スポーツの実現を図ります。また、体力・健康の増進だけでなく地域の連帯感や親睦を深めることに繋がる各種スポーツ行事への町民の参加を促進します。

②地域スポーツの推進

総合型地域スポーツクラブ「赤ベクトータルスポーツ」や体育協会等の地域スポーツ団体の活動の充実を図ります。

③スポーツ施設・設備の整備充実

運動公園施設は体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ行事の拠点であるため、施設の維持整備に努めるとともに利用者のニーズに応えられるよう施設の機能の充実を図ります。

(5) 地域の伝統文化、文化財の保存・継承と芸術文化の振興

□施策の目的

対 象	①町内の指定文化財(緑の文化財を含まない) ②町民
意 図	①保護・保存・継承 ②文化財を知る、伝統行事に親しむ、町の歴史に誇りを持つ ③文化・芸術活動を楽しむ

□現状と課題

本町は、自然に恵まれた風光明媚かつ歴史と文化の馨り高い町で、貴重な文化財や伝統文化が残されています。

これらの文化財や伝統文化は、郷土愛を高めるとともに、文化財を知り町の歴史に誇りを持つことに大きな役割を担っています。

今後は、文化財や伝統文化の保護・保存を積極的に進め、本町の歴史や伝統文化に触れ合う機会の提供を進めていく必要があります。また、伝統文化については、担い手不足などの課題もありますが、後世に継承していけるよう支援していく必要があります。

斎藤清美術館では、現在、作品の認知度や集客力を向上させることはもとより、地域に根差した館運営が求められています。このため、他館との連携体制の構築や収蔵作品以外の展示、地域住民にとって魅力あふれる企画の実施などが必要です。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・文化財、伝統文化及び芸術文化に関心を持ちます。
- ・伝統文化の継承に努めていきます。

○地域

- ・伝統文化の継承に努めていきます。

○行政

- ・文化財、伝統文化及び芸術文化に関心を持てるよう意識高揚を図ります。
- ・文化・伝統等に関する情報の発信・場の提供をしていきます。
- ・文化財を保存するため支援していきます。
- ・文化活動を担う人材や文化団体の育成・支援をしていきます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
指定文化財の数(件)※1	18	18 以上
斎藤清美術館とアトリエ館に来館した町民数(人) ※2	192	300 以上
美術館や博物館などで芸術文化の鑑賞をしたり、絵画・書道などの文化活動に取り組んでいる町民の割合(%)	25	30 以上
福満虚空藏菩薩圓藏寺、七日堂裸詣りをはじめとする町の歴史的な建造物、伝統行事を大切に守り継いでいきたいと思う町民の割合(%) ※3	94	96 以上

※1 緑の文化財を除きます。

※2・3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 地域の伝統文化と文化財の保存・継承及び芸術文化の推進 (基本事業) ①町民文化活動の促進 ②地域の伝統文化の継承 ③文化財の保護・保存と活用 ④やないづ町立斎藤清美術館の充実
--

□基本事業の取り組み方針

①町民文化活動の促進

文化協会や各種団体、愛好者との連携を図り、催し等を通して町民の文化活動を促進します。

②地域の伝統文化の継承

各種保存会等への支援と連携を図ると共に、伝統文化を広く伝えるために発表の場を提供し、伝統文化の継承に努めます。

③文化財の保護・保存と活用

指定文化財や伝統的建造物等の調査及び保存、継承と適切な管理を支援します。

④やないづ町立斎藤清美術館の充実

町民が身近に芸術に触れる施設として地域との連携を強化し、住民にとって魅力あふれる企画展や住民参加型事業等の実施に努めます。

6 町民との協働でつくる個性のある まちづくり

(1) 地域コミュニティの維持

□施策の目的

対 象	①町内の集落 ②集落の住民
意 図	集落活動が十分に機能している

□現状と課題

全国的に少子高齢化、人口の減少が進行していますが、本町においても、同様です。

また、平成27年10月1日現在の高齢化率は、町全体で40.39%ですが、50%を超えている行政区が47地区中16地区と全体の34%を占めており、道普請や祭礼などの集落機能を維持することが困難になってきています。

反面、グリーンツーリズムや高齢者世帯の除雪の支援など、自主的に地域の活性化等に取り組み連帯感がうまれている行政区も出てきています。

今後は、少子高齢化・人口減少の進行によって、集落機能の低下や空き家の増加、森林の荒廃などの問題は一層深刻化するものと思われます。こうした状況の中で、住民が集落の問題を自らの課題としてとらえ、町は十分に目配りをし、引き続き住民と行政のパートナーシップを形成していく必要があります。また、町や行政区においても地域コミュニティの活性化につながるよう支援していく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○地域 <ul style="list-style-type: none"> ・自主的にコミュニティ活動を継続・維持していきます。 ○団体 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯等に対し支援(見守り、貸出)していきます。 ○行政 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主的なコミュニティ活動に対し支援(補助、貸出、協力)していきます。 |
|--|

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
我が地区で、お互いに助け合い、支え合いながら生活していると思う町民の割合(%) ※1	92	92 以上

※1 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 地域コミュニティの維持 (基本事業) ①集落機能の支援 ②広報・広聴の充実 ③世代間交流の促進 ④伝統行事の継承

□基本事業の取り組み方針

①集落機能の支援

地区集会所の改修等を支援するなど、集落機能を維持していけるように努めます。

②広報・広聴の充実

町政情報の正確な伝達のため、町民ニーズに合った広報紙の発行、ホームページの充実に努めるとともに、情報通信ネットワークを活用しての情報の発信を図ります。

また、各種会議や町政懇談会、投稿の受付などの実施により、町民の声を町政に反映できるよう努めます。

③世代間交流の促進

各年代の思いや当時の様子などに触れ、町の魅力の再発見や人と人との結びつきにもつながる世代間交流を促進します。

④伝統行事の継承

各集落において古くから引き継がれている歳之神などの貴重な伝統行事を後世に継承するため、町のイベントで披露する場を設けるなどして支援していきます。

(2) 財政健全化の推進

□施策の目的

対 象	町の財政
意 図	安定的な財政体質を実現する

□現状と課題

本町の平成26年度の財政状況は、行財政改革の推進や公債費の後年度負担を軽減するための繰上償還の実施などにより、財政健全化への努力を進めてきた結果、健全化判断の判断基準となる実質公債費比率が5.0%、将来負担比率がなしと健全な数値を示しています。しかし、本町の財政構造は、財政力指数(3カ年平均)0.17、経常収支比率は77.2%となっているほか、平成26年度決算で町税などの自主財源比率が20.3%、地方交付税などの依存財源比率が79.7%となっており、自由度が少ない財政構造となっています。

引き続き、財政運営は相当厳しくなると思われるため、限られた職員の中で更なる自主財源の確保と効果の少ない事業を見直して歳出削減に努め、計画的かつ効率的な行政運営に努め、健全な財政運営を進めていく必要があります。

また、現在11ある特別会計についても公平公正な負担によって健全な運営ができるよう必要な対策を講じていかなければなりません。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・公平公正な負担に従います。

○行政

- ・補助金等の財源の確保に努め、財政負担の軽減に努めます。
- ・税金の完納に対する意識啓発を図ります。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
実質公債費比率(%) ※1	5.0	15.0 以下 ※5 (25.0)
将来負担比率(%) ※2	—	— ※6 (350.0)
現年度徴収率(%) ※3	99.08	99.2 以上
過年度徴収率(%) ※4	13.79	15.0 以上

※1 公債費による財政負担の程度を示すものです。

※2 一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合です。

※3・4 全ての税・使用料での徴収率です。

※5・6 地方交付税の歳入額により算出するため、比率が大きく左右される場合があります。

なお、早期健全化基準は()書きの数値です。(この比率を超えた場合、財政健全化団体に指定され、財政再建の計画策定と個別外部監査が義務付けられます。)

□施策と基本事業の体系

(施策)	安定的な(より自立した)財政体質を実現する
(基本事業)	①住民サービス向上のための自主財源の確保 ②健全な財政運営の推進 ③将来負担の軽減 ④公営企業健全化の推進

□基本事業の取り組み方針

①住民サービス向上のための自主財源の確保

町税や使用料等の収納率向上に努めるとともに、遊休財産の貸付や処分を行い自主財源の確保に努めます。

②健全な財政運営の推進

限られた予算の中で政策的経費を確保するためにも、経常的経費を節減し、健全な財政運営に努めます。

③将来負担の軽減

住民サービスへの貢献度の高い事業を優先するとともに、国、県補助制度や各種団体助成制度の活用、有利な地方債の活用など将来負担の軽減に努めます。

④公営企業健全化の推進

公営企業の独立採算の原則に基づき、加入の促進や使用料等の収納率の向上に努めるとともに、使用料などの見直しを検討し、健全な経営計画を推進します。

(3) 効果的・効率的な行政運営の確立

□施策の目的

対 象	組織(職員)
意 図	少人数で効果・効率的に業務遂行をできるようにする

□現状と課題

少子高齢化の急速な進行、人口減少社会の到来、環境問題、高度情報化等、社会情勢が大きく変化していく中で、行政への住民ニーズは年々高度・多様化しています。また、地方分権の進展とともに国と地方の役割がより明確になり、特に市町村においては、自己決定、自己責任の原則のもと、住民の視点にたった魅力あふれるまちづくりが強く求められています。

こうした中、本町においても、町民サービスを向上するため、時代に対応し町民ニーズに即応できる人材育成と職員の勤務実績や能力等を活かした適材適所の人事配置、効率的な組織機構への転換と定員管理の適正化が求められています。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

・行政がかかわっている様々な事(イベント、行事、会議など)に参画します。

○行政

・住民サービスが低下しないよう適正に職員を配置します。

・適正な人事評価に取り組みます。

□指標と目標値

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
職員数(人) ※1	71	74 以下
柳津町の職員が効果・効率的に(または適正・的確に)業務を行っていると思う町民の割合(%) ※2	72	80 以上

※1 職員数とは、一般会計に計上する職員数。(特別会計分を含まない)

※2 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 少人数で効果・効率的に業務遂行をできるようにする (基本事業) ①業務の外部委託の促進 ②行政評価システムの推進 ③人材育成プログラムの推進 ④組織体制の見直し

□基本事業の取り組み方針

①業務の外部委託の促進

事業を精査し、アウトソーシングや指定管理者制度等を活用しながら民間委託を進めます。

②行政評価システムの推進

振興計画の施策を総括し、次の企画と実施に反映させより効率・効果的な行政運営を目指します。

③人材育成プログラムの推進

個人と組織の能力を最大限に発揮させる観点から、各種職員研修を実施するとともに法律に基づいた人事評価制度を実施します。

④組織体制の見直し

振興計画に基づいた行政運営と町民サービスの向上のため、組織体制を見直すとともに、適正な人員配置を行い、効果的・効率的な業務を実施します。

資 料 編

第5次柳津町振興計画基本計画(後期)計画策定経過

年月日	会議等	主な内容
平成27年 6月30日	住民アンケート調査	統計調査員により調査票の配布、回収 対象人数:809人、配布人数:786人、 回収数:759人、回収率:96.6%
7月 9日	施策会議 (班長、担当者)	平成 26 年度実績の評価 実施計画書 (平成 26 年度実績)
7月10日	施策会議 (班長、担当者)	平成 26 年度実績の評価 実施計画書 (平成 26 年度実績)
7月17日	政策会議 (課長)	平成 26 年度実績の評価 実施計画書 (平成 26 年度実績)
8月12日	第1回振興計画審議会	平成 26 年度実績の評価 実施計画書 (平成 26 年度実績)
10月 6日	施策会議 (担当者)	平成 22 年度～26 年度実績評価 施策目標設定について
10月 7日	施策会議 (担当者)	平成 22 年度～26 年度実績評価 施策目標設定について
10月14日	施策会議 (班長)	平成 22 年度～26 年度実績評価 施策目標設定について
10月16日	政策会議 (課長)	平成 22 年度～26 年度実績評価 施策目標設定について
11月 6日	第2回振興計画審議会	人口推計について 施策目標設定について
11月12日	施策会議 (班長)	施策の目標・基本事業設定について 後期基本計画(素案)について
11月17日	政策会議 (課長)	施策の目標・基本事業設定について 後期基本計画(素案)について
11月30日	第3回振興計画審議会	施策の目標・基本事業設定について 【諮問】後期基本計画(素案)について
12月10日	町議会へ中間報告	
平成28年 1月 8日	施策会議 (班長)	実施計画(平成 28～30 年度)について 後期基本計画(素案)について
1月12日	政策会議 (課長)	実施計画(平成 28～30 年度)について 後期基本計画(素案)について
1月20日	第4回振興計画審議会	実施計画(平成 28～30 年度)について 【答申】後期基本計画(素案)について
3月 1日	町3月議会へ提案	

柳 総 第 2 5 2 号
平成 2 7 年 1 1 月 6 日

柳津町振興計画審議会
会長 鈴木 榮 様

柳津町長 井関 庄一

第 5 次柳津町振興計画後期基本計画について（諮問）

柳津町振興計画審議会条例（昭和 4 7 年 6 月 2 7 日条例第 1 1 号）第 2 条の規定に基づき、第 5 次柳津町振興計画後期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

平成28年1月20日

柳津町長 井関 庄一 様

柳津町振興計画審議会
会 長 鈴木 榮

第5次柳津町振興計画後期基本計画について（答申）

平成27年11月6日付け、柳総第252号で諮問のありました第5次柳津町振興計画後期基本計画については、慎重に審議した結果、添付のとおり決定することを適当と認めます。

なお、この計画に基づく施策の実施にあたっては、下記の点に配慮されるよう要望します。

記

- 1 審議にあたっては、委員全員により審議を重ねたものであり、その出された意見を十分に尊重し計画の実現に努められたい。
- 2 本計画を、町民に丁寧の説明するとともに、協働の観点から町民の参画により「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」の具現化に努められたい。
- 3 本計画の実施にあたっては、少子高齢化などの社会情勢の変化や本町の財政状況等を踏まえ、積極的な対応に努められたい。

柳津町振興計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき柳津町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ柳津町振興計画及び農村地域工業導入実施計画の作成その他工業の導入の促進に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 一般学識経験者
- (2) 関係団体の役員及び職員
- (3) 一般住民

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年9月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月18日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月20日条例第6号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月20日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年6月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

柳津町振興計画審議会委員名簿

【任期 平成26・27年度】

No.	役職	氏名	推薦母体	該当条項	備考
1	会長	鈴木 榮	学識経験者	条例第3条 第2項第1号	
2	副会長	渡部 武之	柳津町商工会	条例第3条 第2項第2号	
3	委員	杉原 啓喜	学識経験者	条例第3条 第2項第1号	
4	〃	伊藤 昭一	柳津町議会	条例第3条 第2項第2号	
5	〃	田崎 信二	〃	〃	
6	〃	岩佐 傳	柳津町区長連絡協議会	〃	
7	〃	若林 美智子	柳津婦人会	〃	
8	〃	岩佐 拓	柳津町老人クラブ連合会	〃	
9	〃	小池 勇一	柳津観光協会	〃	
10	〃	齋藤 正彦	柳津町農林業団体連絡協議会	〃	
11	〃	猪俣 俊晴	柳津町社会福祉協議会	〃	
12	〃	田代 義秀	柳津町校長会	〃	(柳津小学校長)
13	〃	佐藤 潤一	柳津町体育協会	〃	
14	〃	佐藤 長八	柳津町文化協会	〃	

— 町の木・鳥・花 —



柳の木



うぐいす



桐の花

柳津町民憲章

- 自然を愛し美しい町をつくりましょう
- 健康で働き豊かな町をつくりましょう
- 親切をつくし明るい町をつくりましょう
- きまりを守り住みよい町をつくりましょう
- 教養をたかめ文化の町をつくりましょう

昭和五十年十一月制定